



立 監 第 593 号
令和 6 年 12 月 25 日

立川市長
酒 井 大 史 殿

立川市監査委員 村 木 良 造
同 土 谷 伸 明
同 稲 橋 ゆ み 子

令和 6 年度第 2 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、

同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を

講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和6年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査。

2 監査の対象

令和6年4月1日から同年9月30日までの行政管理部による事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- (1) 予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか。
- (2) 現金、郵券等の管理は、適正に行われているか。
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか。
- (4) 財務及び事務事業に関する事項。
- (5) 監査結果の措置状況。

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか。
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか。
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか。
- (エ) 要綱と様式等は一致しているか。

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和6年10月1日から同年12月25日まで。

第2 監査の結果

事務の執行等は、監査した限りにおいて、適正かつ効率的に執行されているものと認められ、指摘する事項はなかった。

別途、注意事項としたものについては、改善を求める。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

3 予算流用・予備費充当について

調書について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

4 財政援助団体について

調書について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

5 在庫品について

在庫品調査表に基づき実査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

6 備品について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

7 現金取扱について

立川市公金取扱指針に基づく帳票は整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

8 郵券・金券等の管理について

郵券・金券等管理簿について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

9 車両管理状況について

車両について実査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

10 自動車運行日誌について

自動車運行日誌について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に管理されていた。

11 被服貸与簿について

被服貸与簿について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

12 規則等について

規則等について調査したところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

以上